

国立大学法人鹿屋体育大学利益相反マネジメントポリシー

平成23年 3月 3日
学 長 裁 定

国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）は、教育研究に加えて、社会との連携を促進し、研究成果等を社会に還元することを目的として産学官連携活動を積極的に推進しています。

産学官連携活動を推進する過程において、本学及び本学役職員として求められる義務と役職員が有することになる利益及び責務が衝突する状況（利益相反）が生じる可能性があります。

このため、本学は、産学官連携活動を推進するに当たり、利益相反の問題について対処する以下の利益相反マネジメントを実施します。

1. 本学は、本学役職員が安心して取り組むことができる透明性の高い産学官連携活動での社会貢献を推進するため、利益相反マネジメントを構築し、継続的に運用します。
2. 本学は、利益相反による弊害を抑えることが自らの責務であることを本学役職員が認識するよう、利益相反に関する啓発活動を実行します。
3. 本学は、本学役職員に対して利益相反マネジメントに必要な情報の開示を求め、適切に対処します。
4. 本学は、社会的信頼のもとに産学官連携活動を推進するために、利益相反マネジメントについて広く社会等に対して理解と協力を求めます。
5. 本学は、産学官連携活動に伴う利益相反に関する社会への説明責任を果たします。

附 則

この裁定は、平成23年4月1日から施行する。